

# 小規模多機能ホームさくら 運営規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人マザースが設置経営する小規模多機能型居宅介護事業及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業（以下「事業所」という。）が適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が要支援・要介護状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

## (事業の目的)

第2条 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通い、訪問、宿泊の各サービス形態で必要な日常生活上の援助を行うことにより、利用者の生活の支援を行い、また要介護者の孤独感の解消及び心身機能の維持並びに要介護者の家族の身体及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

## (運営の方針)

第3条 利用者が住み慣れた場所で意欲を持ってその人らしく生活できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、最もふさわしいサービスを提供する。

- 2 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないよう、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要なサービスを提供する。
- 3 小規模多機能型居宅介護利用者に対して通いサービス及び訪問サービスを合わせて概ね週4日以上をめざす。
- 4 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供する。
- 5 事業所は、小規模多機能型居宅介護のサービス提供に当たり、介護保険法第118条第1項に規定する介護保険関連情報等を活用し、施設単位でのPDCAサイクルを構築・推進する事により、提供するサービスの向上に努めるものとする。この場合において、「科学的介護情報システム（LIFE）に情報を提供し、当該情報及びフィードバック情報を活用するものとする。

## (事業所の名称等)

第4条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 小規模多機能ホームさくら
- (2) 所在地 東京都新宿区新宿七丁目3番31号

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する従業員の職種、員人数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

(2) 計画作成担当者 1人

利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所利用者の小規模多機能型居宅介護計画の作成の取りまとめ、地域の包括支援センターや訪問看護事業所等他の関係機関との連絡・調整を行う

(3) 看護職員 1人以上

健康把握を行うことにより利用者の健康状態を的確に掌握するとともに、利用者のかかりつけ医等の関係医療機関との連携を行う。

(4) 介護職員 10人以上

小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。また、宿泊に対して1人以上の夜勤及び宿直1名を配置する。

介護職員のうち、医療・福祉関係の資格を有しない職員について、認知症介護基礎研修を受講させる為に必要な措置を講ずる。

(登録定員等)

第6条 事業所の登録定員、営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 事業所の登録定員は29名とする。

①通いサービスを提供する定員は18人とする(1日当たり)。

②宿泊サービスを提供する定員は9人とする(1日当たり)。

(平成27.4一部改正)

(2) 営業日 365日

(3) 営業時間

① 通いサービス(基本時間)午前6時～午後9時

② 宿泊サービス(基本時間)午後5時～午前9時

③ 訪問サービス(基本時間)24時間

※緊急時及び必要時において柔軟に通い、訪問及び宿泊サービスを提供する。

(小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の内容)

第7条 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の内容は次のとおりとする。

(1) 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

① 日常生活の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。

② 健康チェック

血圧測定等、利用者の全身状態の把握

③ 機能訓練

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練及び利用者的心身の活性化を図るための各種支援を提供する。また、外出の機会の確保と、その他利用者の意向を踏まえた地域社会生活の継続のための支援を行う。

④ 食事支援

⑤ 入浴支援

(2) 訪問サービス

利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

(3) 宿泊サービス

宿泊サービス事業所のサービス拠点に宿泊していただき、食事、入浴、排せつ等日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

(4) 相談・助言等

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言、申請代行等を行う。

(介護計画の作成等)

第8条 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成する。

- 2 小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努める。
- 3 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の小規模多機能型居宅介護職員との協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成する。
- 4 利用者に対し、小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づいてサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。
- 5 小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の目標及び内容については、利用者または家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行い、記録する。

(利用料等)

第9条 事業所が提供する小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、その法令に定められた割合の額とする。ただし、次に掲げる項目について、別に利用料金の支払いを受ける。

- (1) 宿泊は、1泊につき2,500円を徴収する。
- (2) 食費は、利用した食事に対して、朝食410円、昼食720円、夕食710円を徴収する。
- (3) オムツ・排泄パット代
- (4) 前各号に掲げるもののほか、小規模多機能型居宅介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、その利用者が負担する事が適当と認められる費用につき、実費を徴収する。

- 2 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者及びその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について「料金表」(別紙)に基づき説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
- 3 利用料は暦月によって、利用料の当月分の合計額を毎月支払うものとし、利用開始又は利用終了に伴って1カ月に満たない期間を利用した場合等は、日割り計算によつて計算するものとする。
- 4 利用者は、利用料を翌月28日までに支払うものとする。
- 5 支払いは、口座振替の方法によるものとする。

(平成27.4一部改正)

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施区域は次のとおりとする。

新宿区下落合、高田馬場、北新宿、西新宿、歌舞伎町、百人町、大久保、新宿、内藤町、戸山、西早稲田、戸塚町、馬場下町、喜久井町、早稲田鶴巻町、山吹町、早稲田町、早稲田南町、榎町、東榎町、天神町、中里町、弁天町、南榎町、矢来町、原町、市谷山伏町、北山伏町、市谷甲良町、南山伏町、二十駒町、市谷薬王寺町、市谷加賀町、河田町、市谷仲之町、若松町、余丁町、富久町、四谷、左門町、須賀町、大京町、市谷本村町、市谷台町、住吉町、片町、愛住町、舟町、荒木町

(サービスの提供記録の記載)

第11条 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護を提供した際には、その提供日数及び内容、当該小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護について、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(秘密の保持)

第12条 事業所は、業務上知り得た契約者、利用者並びにその家族に関する個人情報並

びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿します。

- 2 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

#### （苦情処理）

第 13 条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事業関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

#### （衛生管理）

第 14 条 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

- 2 職員は、感染症等に関する知識の習得に努める。

#### （緊急時における対応方法）

第 15 条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じた時は、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

#### （災害、非常時への対応）

第 16 条 事業所は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

- 2 事業所は、消防法令に基づき、消防計画をたて、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難訓練を原則として年 3 回以上実施する。そのうち 1 回以上は総合訓練を実施するものとする。
- 3 事業所の火災通報装置は、煙感知や熱感知の作動によって自動的に消防署に通報される装置とする。また、居室の全てにスプリンクラー装置を設置するものとする。

#### （人権の擁護及び虐待の防止のための措置）

##### 第 17 条

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修を定期的に実施する。
- (4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (5) 虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 職員は、利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与える等の虐待を行ってはならない
- (1) 殴る、蹴る等直接利用者の身体に侵害を与える行為
  - (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為
  - (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めたりするなどして叱ること
  - (4) 強引に引きずるようにして連れていく行為
  - (5) 食事を与えないこと
  - (6) 利用者の健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
  - (7) 亂暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
  - (8) 現に受けているサービスが受けられない旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
  - (9) 性的な嫌がらせをすること。
  - (10) 当該利用者を無視すること。

(感染症対策)

第 18 条 事業所において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、対策委員会にて随意見直すこと。
- (2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会をおおむね月に 1 回開催する。
- (3) その他関係通知の遵守、徹底

(感染症や災害などの非常災害発生時への備え)

第 19 条 事業所は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

- 2 事業所は、消防法令に基づき、非常災害等に対して防災委員を定め、具体的な消防計画等の防災計画をたて、火災や災害、感染症を想定した訓練を実施するものとする。また、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難訓練は、原則として少なくとも年 3 回は実施する。そのうち年 1 回以上は夜間訓練又は夜間を想定した訓練とし、さらに昼間の災害を想定した訓練を実施するものとする。
- 3 事業所の火災通報装置は、煙感知や熱感知の作動によって、自動的に消防署に通報される装置となっている。また、居室の全てにスプリンクラー装置が設置されるものとする。
- 4 備蓄食料品は、新宿区の指導により 3 日間とする。
- 5 事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるよう業務継続に向けた計画を策定し、非常災害時の関係機関

への通報及び連絡体制を整備し、それらについて研修及び訓練をするものとする。  
訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第 20 条 事業所は、安全かつ適切に質の高いサービスを提供するために事故発生の指針を定め、事故を防止するための体制を整備する。
- 2 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに区、利用者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。
  - 3 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
  - 4 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(身体的拘束等の適正化)

- 第 21 条 事業所は、サービス提供にあたり、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わない。この適正化を図るため、次の措置を講じる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催し、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。
- (4) やむを得ず身体拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等の記録を行い、当該身体拘束の廃止に努める。

(記録の整備)

- 第 22 条 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 2 利用者に対する小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存する。

(ハラスメント対策に関する事項)

- 第 23 条 事業所は、適切な介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動、又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ適当な範囲を超えたものにより就業環境が害される事を防止するための方針を明確にする等、必要な措置を講ずるものとする。

(運営推進会議)

- 第 24 条 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護が地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催する。
- 2 運営推進会議の開催は、おおむね 2 か月に 1 回以上とする。

- 3 運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者家族、町内会役員、民生委員、新宿区の担当職員もしくは事業所が存在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員、及び小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護についての知見を有する者とする。
- 4 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているのかの確認、地域との意見交換・交流等とする。
- 5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(その他運営に関する留意事項)

第25条 職員の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 繼続研修 年2回

- 2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人マザースと事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

付則

この運営規程は、平成22年 5月 1日から施行する。

付則

この運営規程は、平成24年 1月15日から施行する。

付則

この運営規定は、平成27年 4月1日から施行する。

付則

この運営規定は、令和3年 4月1日から施行する。

付則

この運営規定は、令和6年 2月1日から施行する。